15. 関税制度

チェコ国境を越える物品の輸送

チェコの EU 加盟日以降、チェコ税関当局は EU 域内の国境（すなわちチェコと隣国の EU 加盟国との国境）を越えて輸送される物品の所定税関検査を撤廃した。

チェコは EU 域外の国と隣接していないため、チェコの国境を越える物品の関税・税務に伴う所定税関検査は国際空港にて行われている。なお、この税関検査は EU 域内航空便の場合には適用されない。また、チェコはシェンゲン協定に加盟しているため、国境を越える個人検査（チェコ警察による旅券及びビザの検査）は撤廃されている（シェンゲン域外の航空便を除く）。

EU 加盟国間における全ての取引はイントラ・コミュニティ・トレードと見なされるため、財貨輸出入を伴う税関検査・関税・その他料金は適用されない。物品は EU 域内の国境において自由に輸送できる。

関税法規類

通関手続きは主に EU 関税規則により規定され、EU 域外に輸出入される物品に対し適用される。2016 年 5 月 1 日、欧州連合関税法典に代わり欧州共同体関税法典が制定されたことで、運用上の規則も変更となった。現在の関税法規には以下が含まれる。

1. 欧州連合関税法典を規定する、2013 年 10 月 9 日付「欧州議会・理事会規則 **952/2013**」
2. 欧州連合関税法典の規定に関する詳細ルールに対し欧州議会・理事会規則 952/2013 を補足する、2015 年 7 月 28 日付「欧州委員会委任規則 **2015/2446**（いわゆる委任規則）」
3. 欧州連合関税法典を規定する欧州議会・理事会規則 952/2013 の実行にあたり詳細ルールを定める、2015 年 11 月 24 日付「欧州委員会実施規則 2015/2447（いわゆる実施規則）」

関税免除については以下の規則で定められている。

4. 欧州共同体の関税免税制度を制定する、2009 年 11 月 16 日付「理事会法規(EC) 1186/2009」

関税率に関する主な法律は以下の通り。

5. 関税及び統計的分類法、並びに共通関税率に関する、1987 年 7 月 23 日付「理事会規則(EEC) 2658/87」改正版
6. 関税及び統計的分類法、並びに共通関税率に関する、1987 年 7 月 23 日付理事会規則(EEC) 2658/87 の付属書 I を改正する「欧州委員会実施規則 2016/1821」

上記規則は、インターネットの EU 法規で入手可能。EU 加盟国の諸言語版が用意されている。輸出入の制限規定を含む EU 関税率表は、**TARIC** Consultation からアクセス可能。

EU 域内貿易統計 (Intrastat)

EU 法は企業の域内物品輸送に関する一定の義務のみ規定しているが、EU 共通貿易政策を円滑に行うためには加盟国間の取引が統計的に把握されていなければならない。従って、EU 域内において取引を行い、その売上額が上限額を超過した事業者は、域内貿易統計のための申告（Intrastat）を行う必要がある。

付加価値税（VAT）

上記のように、物品が EU 域内貿易の対象であり自由流通制度の枠内で輸送される場合、物品の輸出入を伴う関税及びその他の料金は徴収されない。ただし、付加価値税（VAT）は対象外である。付加価値税規定は、欧州の付加価値税指令に基づき各国の法規に定められ、国家予算及び EU 予算の財源となる。

一般的には、次の規則が適用される。VAT は、納税義務者間における物品のクロス・ボーダー取引において仕向地課税原則に基づき請求される。要するに、供給者は VAT を請求できないものの、供給に関連した購入において支払った VAT を控除できる。場合により、供給者は物品を EU 域内に出荷したことを証明しなければならない。一方、EU 域内において物品を取得する VAT 納税者は、物品を取得する国の VAT 規則及び税率に従いリバース・チャージ・制度の下 VAT の申告をする必要がある。両当事者は、税務当局・税関当局が確認できるよう、VAT 記録・VAT 還付・その他の記録（EU 域内の他国へ納入した物品や、提供したサービスの EC セールスリスト「売上・移送集計表」やイントラスタット出荷報告「EU 域内取引統計用資料」の電子データ）にこれらの取引を記録する義務を負う。

チェコ国内におけるほとんどの物品・サービスは、21％の VAT が課せられる。食品・薬品・書籍等には軽減税率が適用され、15％または 10％の税率が課せられる。チェコでは、VAT 納税者になるための VAT 納税登録という手続きがある。法律に基づき、自動的に事業者が VAT 納税者になる場合もある。外国事業者は、チェコ国内に施設（所在地或いは恒久的施設）がない場合でも VAT 納税者登録を行うことができる。

EU としての関税領域（例）

EU が統一関税域と見なされていることから、次のようなケースが起こり得る。

例えば米国産の物品がハンブルク港経由でチェコへ輸送される場合、チェコの輸入者には二つの選択肢がある。その物品をハンブルク税関当局にて通関手続し申告する（すなわちドイツで輸入関税及び VAT の申告を行う）か、もしくはその物品に対しハンブルク税関当局のトランジット制度（T1 トランジット申告書）を利用しチェコ税関当局で自由流通として処理する（要するに、関税および輸入 VAT はチェコ国内で申告する）ことができる。
輸出通関手続も、チェコ税関当局または（場合により）EU 他国の税関当局にて行う。何れの場合も、輸出される物品は、EU 域を離れる際の国境にある税関当局を通過する（例えばロシア連邦との国境ではラトビア税関当局等）。しかし、事業者が VAT 納税者として登録している国以外の EU 加盟国にて輸出入を行う場合は、その国で VAT 関連の手続き（VAT 納税登録義務及び申告義務）が必要となる可能性がある。

特恵貿易協定

EU は、世界各国と自由貿易協定を締結している。第三国と取引を行う場合は、特恵関税（減税）が適用有無を確認のこと。

認可事業者（Authorized Economic Operator / AEO）

国際取引のセキュリティーを確保する共同政策の一環として、EU はサプライチェーンのセキュリティー向上を図る目的で、厳密な手続きを新たに導入した。これは、EU 域内外へ物品を売買・輸送するあらゆる取引の各側面に影響を与える変更となった。EU 域全体に適用される認可制度「AEO 資格」を取得することにより、通関手続きにおける取引上の軽減や簡素化を図ることができる。2016 年 5 月 1 日より適用された新規規則に伴い、AEO 資格の重要性が顕著に増大した。

事前一括申告

2009 年に、発着前・発送前の事前申告義務が制度化された。これにより物品の輸出入が速やかになると期待される。言い換えれば、取引者及び運送業者は EU 関税域内外に輸出入する物品に関する情報を税関当局へ電子書式にて事前に提供する義務がある。